

緊急輸送道路沿道建築物にかかる耐震改修費等補助制度

地震で倒壊した場合、緊急輸送道路をふさいでしまい、機能を阻害するおそれのある建築物を対象に耐震化に要する費用を補助します

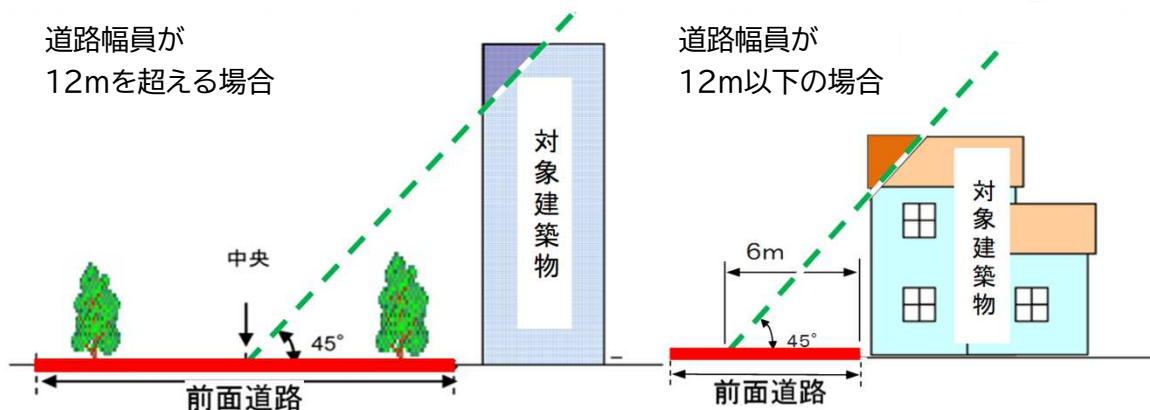


緊急輸送道路とは

大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定される道路のことをいいます

補助対象 緊急輸送道路沿道建築物のうち、次のいずれにも該当するもの

- 昭和56年5月31日以前に着工した建築物
- 前面道路(緊急輸送道路)から45°の斜線(下図破線)よりも高い建築物



申請者 建物の所有者（区分所有の共同住宅にあっては、管理組合）

受付期間 令和8年4月1日(水)～令和8年12月28日(月)
※工事完了後の実績報告書を令和9年2月26日(金)までに提出する必要があります

補助金額 補助制度は、『耐震診断』『耐震改修設計』『耐震改修工事』の3種類があります

補助対象事業	補助率	補助額上限
耐震診断	耐震診断に要する費用	建物規模に応じた額
耐震改修設計	対象経費の3分の2	1,000万円
耐震改修工事	対象経費の3分の2	5,000万円

詳しくは次のページをご覧ください ➡

補助制度の内容

耐震診断

耐震診断に要する費用の額	最大	1,000㎡以内	4,580円/㎡
		1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	2,350円/㎡
		2,000㎡を超える部分	1,570円/㎡

耐震改修設計 (耐震診断の結果「安全な構造」でないとは判断されたものが対象)

対象経費(*)の3分の2 最大 **1,000万円**

(対象経費・・・耐震改修設計の作成に要する費用+耐震改修設計の耐震評定の取得に要する費用)

耐震改修工事 (耐震診断の結果「安全な構造」でないとは判断され、耐震改修計画認定を受けたものが対象)

対象経費(*)の3分の2 最大 **5,000万円**

対象経費・・・耐震補強工事費+工事監理費+付帯工事費
 耐震補強工事費・・・躯体工事及び基礎工事等
 付帯工事費・・・仮設工事、既設部分の撤去工事及び撤去部分の復旧工事等

※ 対象経費の上限・・・住宅(マンションを除く) 39,900円/㎡、マンション51,700円/㎡、その他建築物57,000円/㎡
 他にも要件があるため、詳しくはお問い合わせください

留意事項

耐震診断・設計・改修

- ・必ず**建築士に相談**してください。
 ※「あいち耐震改修ポータルサイト」で施工業者等を検索できます。
 ※一覧等は参考です。こちらに掲載の業者から選ばなければならないものではありません。

あいち耐震改修
ポータルサイト



補助金申請

- ・必ず建築課に**事前相談**してください。事前相談後、**申請受付まで2か月程度**かかります。
- ・申請は**耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事の各事業ごと**に必要なです
- ・申請は**各事業の契約前**に行い、補助金交付決定を受けてから**契約・着手**してください。事前に着手している場合は補助金を交付することができません。
- ・申請は補強計画を作成した**建築士へ委任**して行ってください。
- ・補助金交付の対象となる要件や申請に必要な書類についての詳細は、**安城市建築課HP**をご確認ください。
 ※こちらの案内ちらしに記載されている内容以外の要件もあります。
- ・**代理受領制度**を希望する場合は、申請時に「代理受領届出書」を提出してください。

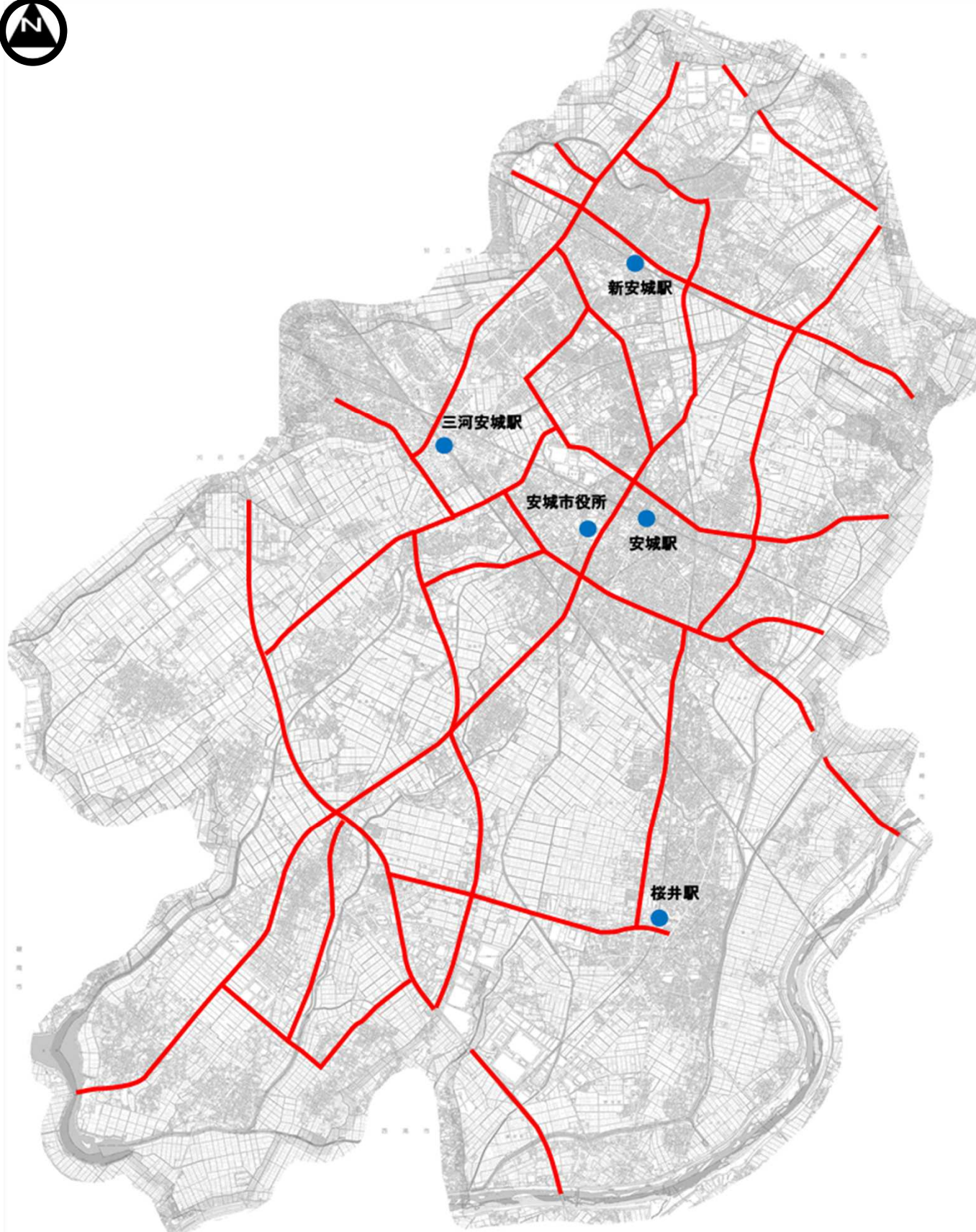
緊急輸送道路
沿道建築物
補助制度



代理受領制度



安城市内の緊急輸送道路



補助金交付の流れ・必要な手続き

耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事の各事業ごとに申請が必要です

必ず、契約前に申請手続きを行ってください

事前相談・事業計画の承認

交付申請前に事前相談を行ってください
令和8年10月頃までに相談してください



2か月程度

補助金交付申請

申請は、申請者から委任を受けた建築士が行います
令和8年12月28日までに提出してください

1か月程度

補助金交付決定

契約・着手

補助金等交付決定通知書を受けてから契約を締結してください



中間検査 (改修工事のみ)

診断・設計・工事完了

実績報告書提出

工事完了後すみやか、かつ
令和9年2月26日までに提出してください

1か月程度

補助金額の確定

※予定通り完了せず期限内に手続きができなかった
場合等には、補助金を交付できないことがあります

2週間程度

★ 補助金受領

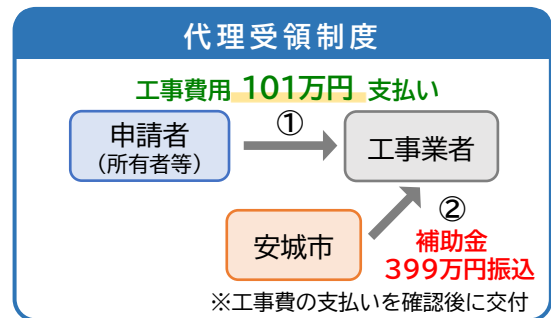
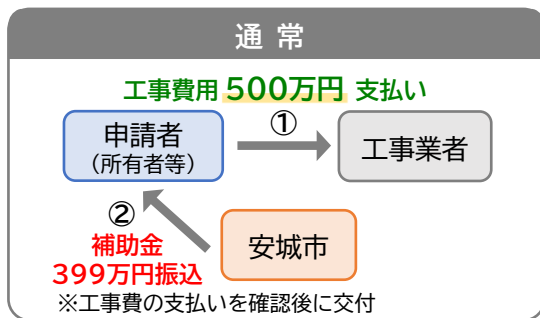
市から指定口座へ補助金を振り込みます

★ 代理受領制度も使用できます

申請者が補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費の支払いから控除される制度です。

申請者は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいため、支払いの負担が軽減されます。

(例)住宅(延べ面積100㎡)の耐震改修工事費500万円、補助金399万円の場合



【お問合せ先】

安城市 建築課建築指導係 (電話:0566-71-2241)
(安城市役所 北庁舎3階)

詳細はこちら

